

忘れないで! 石綿(アスベスト)調査

石綿の事前調査は元請業者と自主施工者の義務です。

建築物又は工作物の解体、改造又は補修工事を行うときは、石綿(アスベスト)を含む建材の使用の有無をあらかじめ調査しなければなりません。

- 調査は、工事の規模や建築時期に関係なく、**全ての建築物**や**工作物**が必要です。
- 調査が義務付けられている者は、**元請業者**と**自主施工者**です。
- 事前調査の詳細は、説明ページをご覧ください。

島根県 石綿 事前調査



説明ページ

令和4年4月1日から、事前調査の結果を島根県(松江市域は松江市)に報告しなければなりません。

- 令和4年4月1日以降に着手される工事について、**工事開始前までに**、調査結果を石綿の使用の有無を問わず、島根県または松江市に**報告する**必要があります。
- 報告が義務付けられている者は、**元請業者**と**自主施工者**です。
- 報告制度の詳細は、説明ページをご覧ください。

島根県 石綿 報告制度



説明ページ

建築物(建築設備を含む)の解体、改造又は補修工事を行う際は、有資格者による事前調査の実施が義務付けられます。

- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。
 - 建築物の解体、改造又は補修工事について、事前調査に必要となる資格者等は以下のとおりです。
 - ・ 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
 - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者※）
 - ・ 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者
- ※一戸建て等調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部のみ調査可能

工作物の解体、改造又は補修工事についても、令和8年1月1日以降、一部の場合を除き、有資格者による事前調査が義務づけられます。

- 資格を取得するためには、建築物の場合と同様、登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。
- 令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体、改造又は補修工事のうち、事前調査の際に資格が必要となる工作物の種類等は別紙のとおりです。工作物の事前調査のための資格として、新たに工作物石綿事前調査者が設けられました。

令和6年度の県内の講習日程

- 県内では、日本環境衛生センター、日本ボイラ協会、島根労働基準協会及び建設業労働災害防止協会島根県支部による講習が予定されています。そのうち、工作物石綿事前調査者に関する講習は、日本環境衛生センター及び日本ボイラ協会にて開催予定です。講習日程は右記QRコードより確認できます。



県内講習情報

- 事前調査を請負う事業者の皆さまは、計画的に資格者等の育成を進めてください。

【この資料についてのお問い合わせ】

島根県 環境生活部 環境政策課 規制係

〒690-8501 松江市殿町1番地

☎ 0852-22-5277 メール: kankyo@pref.shimane.lg.jp

松江市 環境エネルギー部 環境対策課 生活環境係

〒690-0826 松江市学園南一丁目20番43号

☎ 0852-55-5274 メール: kankyou-taisaku@city.matsue.lg.jp



2024年12月